3　前二項の書類は、当該小学校就学前子どもが現に利用している令第一条に規定する施設を経由して提出することができる。

4　前条第二号に該当する満三歳未満の小学校就学前子どもの保護者は、第二十八条の十四第一項又は第二項の規定による書類の提出をしたときは、第一項又は第二項の規定による書類の提出をすることを要しない。

第二節　乳児等支援給付費及び特例乳児等支援給付費の支給

（乳児等支援給付費の支給）

第二十八条の三十　市町村は、法第三十条の二十第一項の規定に基づき、毎月、乳児等支援給付費を支給するものとする。

（乳児等支援支給認定証の提示）

第二十八条の三十一　特定乳児等通園支援（法第三十条の二十第一項に規定する特定乳児等通園支援をいう。以下同じ。）を利用しようとする乳児等支援給付認定保護者は、同条第二項の規定に基づき、初めて特定乳児等通園支援を利用しようとするとき（二以上の特定乳児等通園支援事業者が行う特定乳児等通園支援を利用する場合にあっては、特定乳児等通園支援事業者ごとに当該特定乳児等通園支援事業者において初めて特定乳児等通園支援を利用しようとするとき）その他特定乳児等通園支援を行う特定乳児等通園支援事業者が必要があると認めるときに、当該特定乳児等通園支援事業者に対して乳児等支援支給認定証を提示しなければならない。

（法第三十条の二十第三項の内閣府令で定める時間）

第二十八条の三十二　法第三十条の二十第三項の内閣府令で定める時間は、十時間とする。

（法第三十条の二十一第一項の内閣府令で定める事由）

第二十八条の三十三　法第三十条の二十一第一項の内閣府令で定める事由は、乳児等支援給付認定保護者が同項に規定する申請中期間に特定乳児等通園支援を利用することにつきやむを得ない事情があると市町村が認めるものとする。

第二章　特定教育・保育施設、特定地域型保育事業者及び特定乳児等通園支援事業者並びに特定子ども・子育て支援提供者

第一節　特定教育・保育施設、特定地域型保育事業者及び特定乳児等通園支援事業者

第三款　特定乳児等通園支援事業者

（準用）

第四十四条の二　前款（第三十九条第十三号及び第十七号並びに第四十四条第五号を除く。）の規定は、特定乳児等通園支援事業者について準用する。この場合において、第三十九条各号列記以外の部分中「第四十三条第一項」とあるのは「第五十四条の二第二項」と、同条第五号中「地域型保育事業」とあるのは「乳児等通園支援を行う事業」と、同条第十四号中「地域型保育給付費及び特例地域型保育給付費」とあるのは「乳児等支援給付費及び特例乳児等支援給付費」と、同条第十五号中「第五十二条第二項」とあるのは「第五十四条の三において準用する法第五十二条第二項」と、「第四十一条第二項」とあるのは「第四十四条の二において準用する第四十一条第二項」と、第四十条中「第四十四条」とあるのは「第五十四条の三において準用する法第四十四条」と、第四十一条第一項中「第三十九条第一号、第二号、第四号（当該確認に係る事業に関するものに限る。）、第六号、第八号、第九号、第十四号、第十六号及び第十七号」とあるのは「第四十四条の二において準用する第三十九条第一号、第二号、第四号（当該確認

［節を加える。］

［条を加える。］

［条を加える。］

［条を加える。］

［条を加える。］

第二章　特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者並びに特定子ども・子育て支援提供者

第一節　特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者

［款を加える。］

［条を加える。］